

富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画  
(素案)

令和5年12月  
富山県

## <目 次>

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	富山県における困難な問題を抱える女性をめぐる現状と課題	2
1	現状	2
(1)	県内の女性をめぐる状況	2
(2)	富山県女性相談センターの状況	4
①	相談状況	4
②	一時保護の状況	5
(3)	富山県内市町村の状況	6
(4)	民間支援団体の状況	7
2	課題	8
第3章	計画の目標等	9
1	計画の目標(目指す方向)	9
2	基本目標	9
3	計画の体系	10
第4章	困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	13
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供	13
	基本目標Ⅱ 関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化	16
第5章	計画の推進にあたって	17
1	基本計画の推進	17
2	各種計画との連携	17
3	計画の評価	17

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立しました。

この法において、厚生労働大臣は「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を、県は基本方針に即して「当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）を定めることとされ、令和5年3月29日に、基本方針が公示されました。

富山県では、法や基本方針の内容を踏まえ、新たに「富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）」を策定し、市町村、関係機関、民間団体等と連携を図りながら、富山県内のすべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができるよう各種取組みを進めてまいります。

### 2 計画の位置づけ

法第8条第1項の規定による富山県の基本計画として策定するものです。

困難な問題を抱える女性支援の基本的な方向性を示すものであり、県が市町村、関係機関、民間団体と相互に施策の推進に取り組むための計画です。

### 3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

#### 困難な問題を抱える女性（法第2条）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

## 第2章 富山県における困難な問題を抱える女性をめぐる現状と課題

### 1 現状

#### (1) 県内の女性をめぐる状況

##### 女性を対象としたアンケート

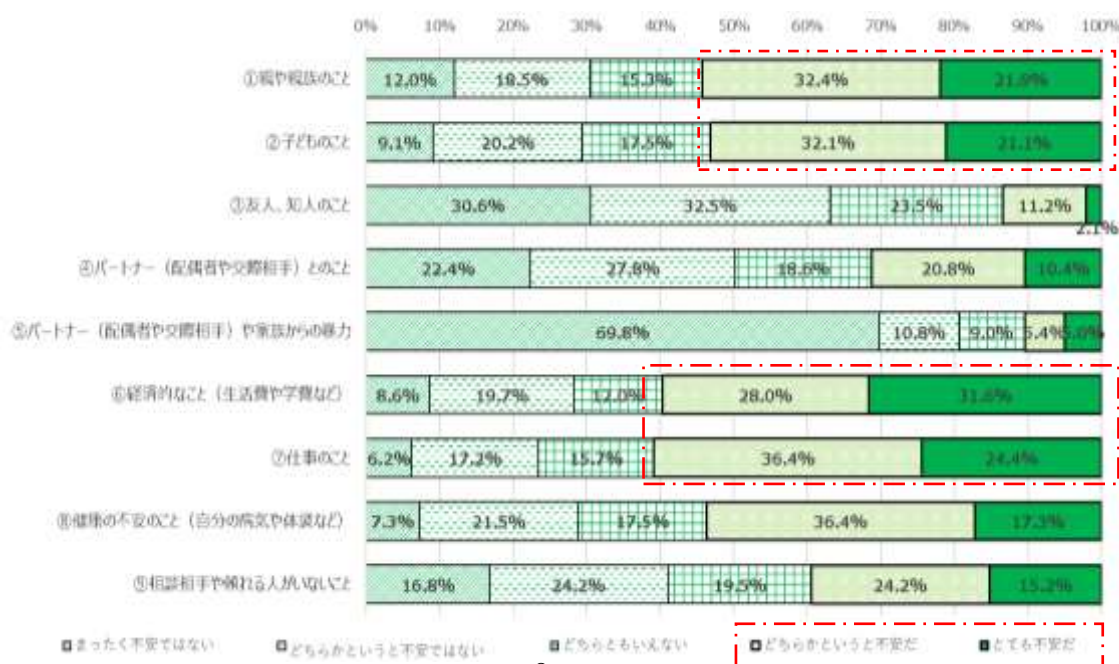
〈調査期間〉	令和5年7月1日～8月20日
〈調査対象〉	県内にお住まいの女性
〈回答者数〉	797人
〈調査方法〉	チラシや県ホームページ等で周知・募集、アンケートフォームで回答受付

#### ①不安に感じていること

「親や親族のこと」、「子どものこと」、「経済的なこと」、「仕事のこと」について、それぞれ半数以上が「とても不安だ」「どちらかという不安だ」（以下、「不安だ」という。）としています。また、調査項目9つのうち、いずれかの項目について「不安だ」とした割合が約86%となっており、「不安だ」とした項目数は、「5項目」が15.8%と最も多く、平均で3.8項目について「不安だ」とするなど複数の不安を抱えていることがうかがえます。

不安に感じていることについて、約2割が、「相談したかったが、できなかった」としており、その理由として、「相談できる人が周りにいなかった」が約6割と最も多く、次いで「相談先がわからなかった」が約5割となっています。

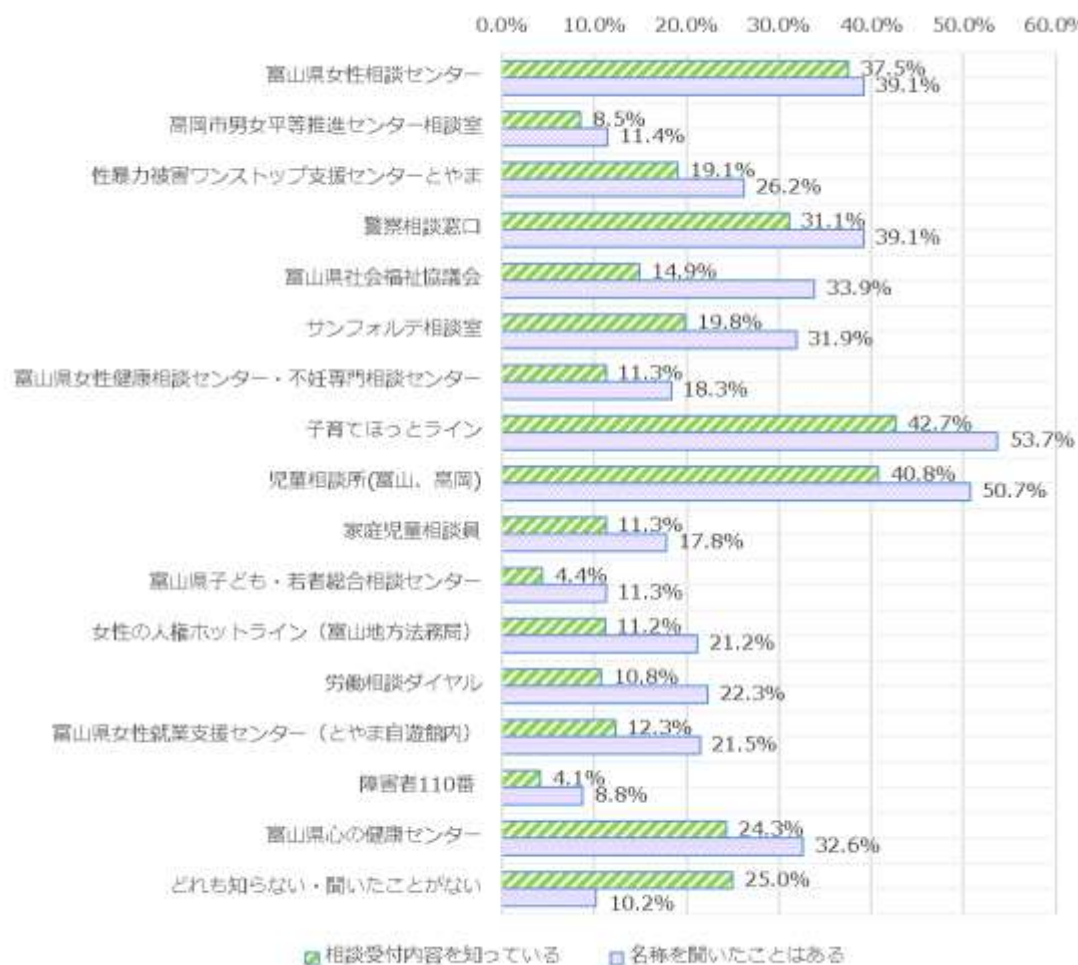
#### <不安に感じていること>



## ②相談窓口の認知度

「どんな相談を受け付けているか知っている」相談窓口は、「子育てほっとライン」が42.7%と最も多く、児童相談所(40.8%)、県女性相談センター(37.5%)となっています。また、「いずれの相談窓口もどんな相談を受け付けているか知らない」が25%となっています。

### <相談窓口の認知度>



## ③望む支援

不安に感じていることや困っていることに対して望む支援(自由記載)として、SNS相談なども含めた「相談体制の充実、強化」に関することが最も多く、次いで、「居場所や交流の場の提供」が多くみられました。

## (2) 富山県女性相談センターの状況

富山県女性相談センター（以下、「県女性相談センター」という。）は、法施行以前は旧売春防止法において「婦人相談所」として、令和6年4月1日以降は、法において「女性相談支援センター」と規定され、都道府県において設置が義務づけられており、県内に1か所設置しています。県女性相談センターは、「女性相談支援センター」として、困難な問題を抱える女性に対し、相談、援助、一時保護などを通して自立支援を行うほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下、「DV防止法」という。）第3条に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害者の保護、自立支援等を行っています。

### 富山県女性相談センター

#### <電話相談>

女性相談 月～金 8:30～17:15（祝祭日、年末年始除く）

DV相談 毎日 8:30～22:00

<来所相談> 月～金 8:30～17:15（祝祭日、年末年始除く）【要予約】

※女性相談員（非常勤）4名が相談に応じている。

（17:15～22:00は夜間・休日電話相談員（非常勤）による対応）

#### 女性相談員

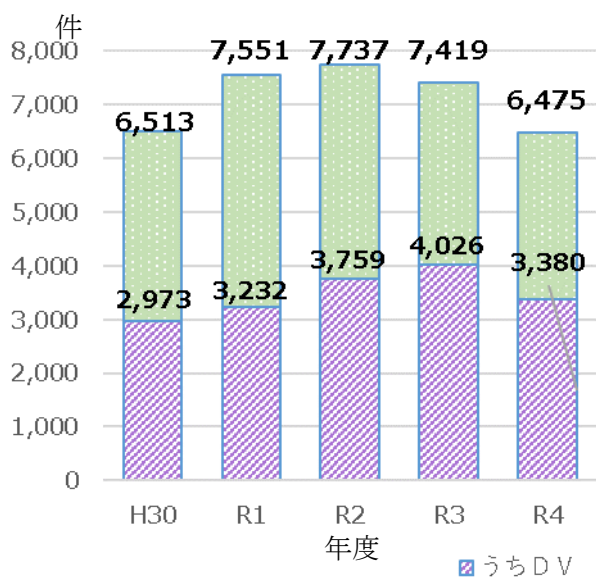
旧売春防止法において規定される「婦人相談員」で県は配置すること、市は配置することができるかとされています。法施行後は、「女性相談支援員」として県は配置すること、市町村は配置するよう努めることとされています。

### ① 相談状況

県女性相談センターで受け付けた相談件数は、近年6～7千件台で推移しています。相談者の年代別では、40歳代の相談が最も多く、30歳代から50歳代の相談が全体の約7割となっています。

令和4年度の相談件数は、6,475件であり、主訴別では、夫等からの暴力などDVが3,380件(52.2%)と最も多く、夫等以外の子どもや親族等からの暴力も含めると暴力に関する相談が全体の約6割となっています。また、離婚問題も含めた暴力以外の家族・親族問題が11.6%となっているほか、病気、精神的問題、妊娠・出産など医療関係が15.7%、住居問題（帰住先なし）5.9%となっています。

<相談件数（H30～R4）>



<主訴別（R4）>

主訴別	件数	割合
暴力	3,899	60.2%
DV	3,380	52.2%
夫等以外からの暴力	519	8%
暴力以外の家族親族問題（離婚問題を含む）	750	11.6%
男女問題（ストーカー被害を含む）	179	2.8%
暴力以外の交際相手との問題	22	0.3%
その他の人間関係	179	2.8%
経済関係	43	0.7%
医療関係（病気、精神、妊娠出産等）	1,019	15.7%
住居問題・帰宅先なし	384	5.9%
合計	6,475	

<年齢別状況（R2～R4）>

	計	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	
R2	人	2,228	6	11	250	479	631	456	115	255	25
	%	100%	0.3%	0.5%	11.2%	21.5%	28.3%	20.5%	5.2%	11.4%	1.1%
R3	人	2,300	29	24	224	556	599	508	134	210	16
	%	100%	0	1.0%	9.7%	24.2%	26.0%	22.1%	5.8%	9.1%	0.7%
R4	人	2,223	0	19	233	469	599	543	112	218	23
	%	100%	0	0.9%	10.5%	21.1%	26.9%	24.4%	5.0%	9.8%	1.0%

②一時保護の状況

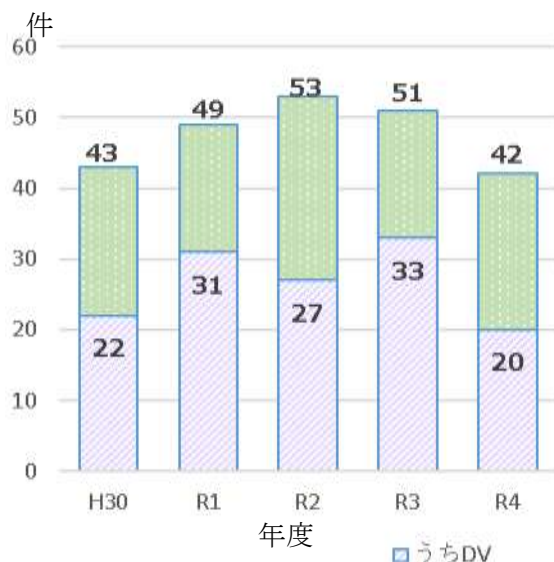
県女性相談センターは、生命・身体の安全確保のため、必要に応じて一時保護を行っています。一時保護期間中は、心身の休養や安定のための心理的ケア、生活指導、健康管理、就業支援など本人の意向を確認し、関係機関とも調整しながら自立に向けた支援を行っています。また、必要に応じて民間シェルターや児童福祉施設等への一時保護委託も実施しています。

一時保護件数は、近年は、50件前後で推移しています。令和4年度の一時保護された女性は42人、同伴児童は15人となっています。年代別では、40歳代が10人と最も多く、20歳代、30歳代、65歳以上が各8人となっています。また18～19歳は3人となっています。主訴別では、夫



等からの暴力などDVが20件で約半数となっています。退所後の状況としては、帰宅が12件(約3割)と最も多く、次いで実家等への帰郷8件、自立、母子生活支援施設への入所が各5件となっています。

<一時保護件数 (H30~R4)>



<退所後の状況 (R4)>

退所後の状況	件数	割合
婦人保護施設へ入所	0	0.0%
自立 (アパート等への転宅)	5	11.9%
帰宅 (直近の住居へ)	12	28.6%
帰郷 (実家・生家・親族宅へ)	8	19.0%
友人宅・知人宅	3	7.1%
自費で利用できるステップハウス等	1	2.4%
病院へ入院	2	4.8%
母子生活支援施設	5	11.9%
他の社会福祉施設	2	4.8%
一時保護契約施設等	1	2.4%
その他	3	7.1%
合計	42	

<年齢別状況 (R2~R4)>

単位：人

	計	18歳未満	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明
R2 要保護女子	53	0	0	13	10	14	2	3	11	0
R2 同伴児	22									
R3 要保護女子	51	1	3	12	15	9	6	1	4	0
R3 同伴児	32									
R4 要保護女子	42	0	3	8	8	10	4	1	8	0
R4 同伴児	15									

(3) 富山県内市町村の状況

令和5年10月末時点で県内10市のうち、4市で女性相談員を配置(合計8名)、3市で女性相談窓口を設置するなど相談支援を実施しています。

また、女性相談員を配置していない理由としては、人材確保の難しさが最も多くなっています。



#### (4) 民間支援団体の状況

##### 民間支援団体等の活動状況に関する調査

- 〈調査期間〉 令和5年8月18日～9月17日
- 〈調査対象〉 困難な問題を抱える女性の支援を行う民間支援団体等
- 〈調査方法〉
- ①調査票調査(12団体回答)  
県・市町村が把握する支援団体へ調査票を配付、メールまたは郵送で回答
  - ②ヒアリング調査(5団体実施)  
調査①で「ヒアリングを受けても良い」とした団体のうち5団体にオンラインでのヒアリングを実施

県内で困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は、DV被害者、性的被害者、ひとり親などを対象として、居場所の提供、就労支援、支援を要する前の予防活動など様々な支援を行っています。

相談受付体制としては、電話相談に加え、来所相談、メール相談はそれぞれ8割、SNSを活用した相談は5割が実施しています。

団体の活動にあたって強みと感ずることについて、半数の団体が「個人の状況に配慮したきめ細やかな支援」とし、4割の団体が「規則にしばられない柔軟な支援」、「支援後のケアなど長期的な自立支援」としています。一方、課題としては、約7割の団体が「財政的基盤の脆弱性」約6割が「スタッフの高齢化による人的支援の不足」としています。

##### <強みと感ずること(3つまで)>

内容	団体数	割合
個人の状況に配慮したきめ細やかな支援	6	50.0%
規則に縛られない柔軟な支援	5	41.7%
支援に関する専門的知識	2	16.7%
機械的な人事異動等により支援が途切れない	0	0.0%
支援後のケアなどの長期的な自立支援	5	41.7%
ジェンダーの視点をもった支援	4	33.3%
その他	1	8.3%

##### <課題と感ずること(3つまで)>

内容	団体数	割合
財政的基盤の脆弱性	8	66.7%
スタッフの高齢化等による人的支援の不足	7	58.3%
スタッフの専門性の不足	2	16.7%
他機関との横断的なネットワークの不足	4	33.3%
地域による支援のばらつき(地域間格差)	2	16.7%
その他	1	8.3%

民間支援団体に対するヒアリング調査からみる状況としては、各団体が接する機会の多い困難な問題を抱える女性としては、複合的な課題を抱えており、他者とコミュニケーションが取りづらい、支援をうけることに抵抗感がある、こどもの頃から抱えてきた背景(いじめ、性被害など)が解決できていない、障害を抱えており居場所がないなどの状況にあります。

また、各団体は、支援を行う中で、居場所不足、多様な相談窓口の必要性、早期回復につながる早期支援の重要性、中長期支援の必要性などを感じており、活動にあたって、他機関との連携が取れないことや資金人材不足、周知のしづらさなどに課題を感じている状況が伺えます。

こうした中、民間支援団体は、困難な問題を抱える女性との信頼関係を構築しながら、自立に向けたきめ細やかで中長期的な支援に尽力しています。

## 2 課題

### (1) 困難な問題を抱える女性の早期の把握

困難な問題を抱える女性ができる限り早期に相談支援を行う窓口につながり必要な支援を受けることは、早期の自立という点からも重要です。

相談窓口とその支援内容のわかりやすい周知、来所・電話相談に加えSNS等を活用した多様な相談支援が求められています。

また、支援が必要にも関わらず、女性自身が困難に気づいていない場合、気づいていても行政機関に相談することをためらう場合などもあることから、民間団体との協働による居場所づくりなど相談しやすい環境づくり、早期に相談につながりやすい場の提供が必要です。

### (2) 女性の意思に寄り添った相談、切れ目ない支援の実施

困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、複雑化、多様化、複合化しており、個々の状況に応じた中長期的な支援が必要です。

また、地域での生活再建や自立支援には、多くの権限や資源を有している市町村の主体的な取組みが不可欠です。

一方、県女性相談センターの一時保護所は、安全面への配慮から全入所に対して、外部との連絡や外出などを制限せざるを得ないといった現状があります。

こうした状況も踏まえ、柔軟で中長期的な支援が可能な民間団体と協働しながら、女性の意思に寄り添い、関係機関同士が、折り重なるように支援する切れ目ない包括的な支援が求められています。

### (3) 民間団体との連携・協働

専門的な知見や柔軟な対応など行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行う民間団体との連携・協働が欠かせません。支援調整会議の

活用など民間団体と行政機関等との間で必要な情報を共有できる体制づくりが必要です。

また、資金面や活動内容の周知について課題と考えている団体も多く、活動継続のための支援の検討が求められています。

#### (4) 相談、支援体制の強化

困難な問題を抱える女性は、多岐にわたる分野における支援を必要としていることも多くなっています。身近な地域での相談窓口の設置、関係機関間の連携体制の構築、強化が必要です。また、地域間の相談、支援体制の格差が生じないように、女性相談員や相談窓口対応職員の資質向上が求められています。

### 第3章 計画の目標等

#### 1 計画の目標(目指す方向)

富山県内のすべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり

#### 2 基本目標

##### <基本目標Ⅰ>

困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供

##### <基本目標Ⅱ>

関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化

### 3 計画の体系

## 計画の体系



## 推進指標

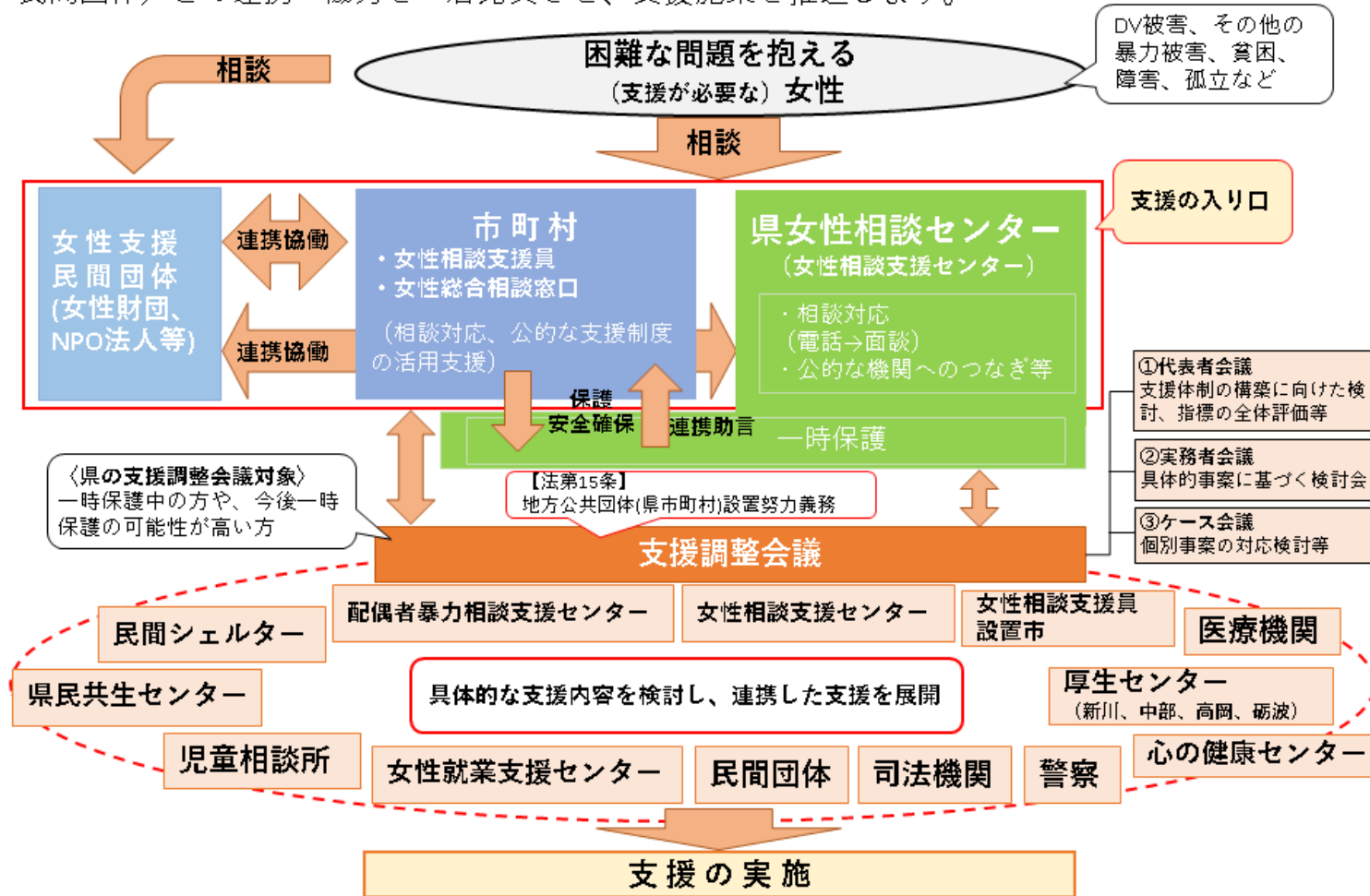
指標	R⑤	R⑩
基本計画策定市町村数	—	全（15）市町村
県における支援調整会議（※）の設置	—	R⑥に設置
女性総合相談窓口設置市町村数		全（15）市町村
女性相談支援センターがどんな相談を受け付けているかを知らない割合	6割	引き下げる
相談したかったけどできなかった人の割合	2割	引き下げる
女性相談支援員及び窓口担当者に対する資質向上研修の実施	年2回	年3回以上
協働する民間団体数		

※支援調整会議（法第15条）：【設置】地方公共団体の努力義務

関係機関間で、困難な問題を抱える女性への「支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換」「支援の内容に関する協議」を行うもの

## 支援体制

困難な問題を抱える女性への支援は様々な分野に及ぶことから、多様な主体（県、関係機関、民間団体）との連携・協力を一層充実させ、支援施策を推進します。



## 第4章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

### 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない

#### 包括的な支援の提供

##### (1) 未然防止と早期に相談につながるための環境づくり

女性が困難な問題を抱えた場合に、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に相談し、支援を受けることができることの幅広い周知に努めます。

民間団体等と連携し、支援を必要とする女性の早期発見に取り組むとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

人権尊重の理念についての正しい理解が定着するよう、人権教育・啓発に取り組むとともに、若年層に向け予防教育・啓発に取り組めます。

##### (2) 行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供

行政の相談窓口に対し相談のしづらさを感じたり、支援を受けられることに気づいていないなどにより、相談には至っていないが支援が必要な女性に対し、民間団体等と連携し気軽に立ち寄り相談できる場や交流の場の提供に取り組めます。

##### (3) 女性の意思を尊重した相談や一時保護等支援の実施

県女性相談センターでは、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等の検討、支援に必要な関係機関との調整などを進めます。

また、高齢者や障害者、外国人など多様な支援対象者についても個々の状況に配慮するとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。

一時保護を必要とする女性が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な保護を実施します。支援にあたっては、女性相談支援員、福祉指導員、心理判定員、児童虐待防止対応コーディネーター、保育士、調理員等がチームとなって対象女性、同伴児童等家族に対応します。

一時保護期間中は、精神的な安定等に配慮しつつ、女性の置かれている状況の整理、意向確認を行い、本人の希望・意思を最大限尊重して支援方針の検討と決定を行います。

本人のニーズに即した必要な情報提供を行い、公的手続き、各種手当の申請、住まい、福祉サービス等の調整など自立に向けた支援を行います。



DV被害者など秘匿性を担保する必要がある女性、通学・通勤等の社会生活を確保することが優先される女性等、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護委託先の確保に努めます。

#### **(4) 心身の回復や日常生活の回復に向けた支援**

困難な問題を抱える女性の中には、配偶者等からの暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている方も多く、また、様々な理由から困難や生きづらさを抱える方も含まれていることから、支援にあたっては医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、県女性相談センターに配置している嘱託医師や心理判定員による心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行います。

県女性相談センターを中心として、県心の健康センター、県厚生センター、保健センター、配偶者暴力相談支援センター、医療機関などが、それぞれの専門性や機能を生かしながら、相互に連携を図り、精神面での中長期的ケアを行います。

関係機関や民間団体等との連携も含めた自立に向けた中長期支援の体制整備に取り組みます。

#### **(5) 同伴児童への支援**

同伴児童への支援は、児童の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も行います。

県女性相談センターに、児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、児童相談所等関係機関との連絡調整や情報の共有等を行います。

#### **(6) 女性の希望や意思に応じた自立支援**

県女性相談センターでは、困難な問題を抱える女性の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づくソーシャルワークを行った上で、自立支援方針を検討し、自立支援計画を策定し支援します。

市町村においても同様に個別ケースについてソーシャルワークを行ったうえでの自立支援方針の検討を促します。

##### **①医学的・心理的支援**

自立支援に向けた第一歩として、まず健康支援が重要であり、嘱託医師等による必要な医療の受診を勧めます。心の深い傷の回復には長い時

間が必要となるため、医療機関等の専門機関と連携して、個々の状況に応じた支援を通して、丁寧に回復につなげていきます。

## ②生活支援、日中活動支援

生活の回復のための日常生活支援である認識のもと、個々の背景や生活習慣に配慮し、一般的な生活の力を身につけるための支援や市町村と連携し福祉サービスを活用するための手続支援を行います。

就労支援においては、関係機関等との連携を図り、求人情報の提供、職業相談の実施、職業能力開発等の支援につなげます。

## ③居住支援

住まいの確保については、制度の周知や関係機関等と連携した手続支援を行います。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者への情報提供と併せ、手続に必要な証明書の発行などを行います。

## (7) 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

一時保護所等を退所する際に、自立がすなわち孤立とならないように、県女性相談センターをはじめとして、居住市町村や民間団体と連携し、地域での生活再建を支えます。

女性の希望に応じて、定期的な電話連絡や情報提供等、退所後にも緩やかにつながり続けるなど安心かつ自立して暮らすことができるよう支援していきます。

## **基本目標Ⅱ 関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化**

### **(1) 支援機関の機能強化**

県女性相談センターは、困難な問題を抱える女性の支援の中核機関として、関係機関との連携のもと女性が抱える困難な問題への対応及び専門的、広域的対応が求められる業務を担っており、その機能強化・充実と資質向上などに努めます。

県・市町村の女性相談支援員、市町村や関係機関など困難な問題を抱える女性の相談支援に携わる職員に対し、専門研修や各種支援制度に関する情報提供、支援事例等について互いの経験を共有し学びあう機会の提供などを通して資質向上を図ります。

### **(2) 支援の中核機関の連携体制強化**

県女性相談センター、県・市町村の女性相談支援員は対等な関係で協働し女性への包括的、継続的な支援を実施します。女性相談支援員等連絡会議などを通して定期的な意見交換を実施するなど日常的な連携関係を深めます。

困難な問題を抱える女性にとって身近な相談機関であり、支援に必要となりうる各種福祉制度の実施主体であり、支援の主体でもある市町村において、女性総合相談窓口の設置を促します。

### **(3) 民間団体との連携・協働の充実**

困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、柔軟できめ細やかな支援、中長期的な支援などを行う民間団体と連携、協働を進めます。また、個人情報 の適正な取扱いを確保したうえで支援調整会議を活用しながら民間団体との必要な情報を共有できる体制整備に取り組みます。

困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の紹介や協働事業の実施などにより民間支援団体の活動継続への支援を検討します。

### **(4) 関係機関の連携協力体制の強化**

県では、支援調整会議を設置し、関係機関や民間団体との連携体制の構築や研修等を通じて日頃からの認識共有等に取り組みます。

支援調整会議で取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定に基づき適正に取り扱います。

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な支援の主体であり、県では、法に基づく市町村の基本計画策定や支援調整会議設置が円滑に進むよう必要な情報提供や助言を行います。

## **第5章 計画の推進にあたって**

### **1 基本計画の推進**

富山県困難な問題を抱える支援調整会議（代表者会議）（仮称）において、計画の推進状況等についての情報交換、意見聴取を図ります。

### **2 各種計画との連携**

「富山県民男女共同参画計画」、「富山県DV対策基本計画」、「富山県民福祉基本計画」など各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。

### **3 計画の評価**

基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を行うこととし、その際には、県内女性の実態調査や関係者からの意見聴取を行うこととします。

この評価の結果については、公表するとともに、次期計画を策定する際の参考とします。